

がけ崩れ等のおそれのある区域からの 住宅の移転を支援します！

～ がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内～

がけ崩れ等の危険から住民の生命や財産を守るため、がけ地に近接する危険住宅の除却等に要する費用の一部を補助します。

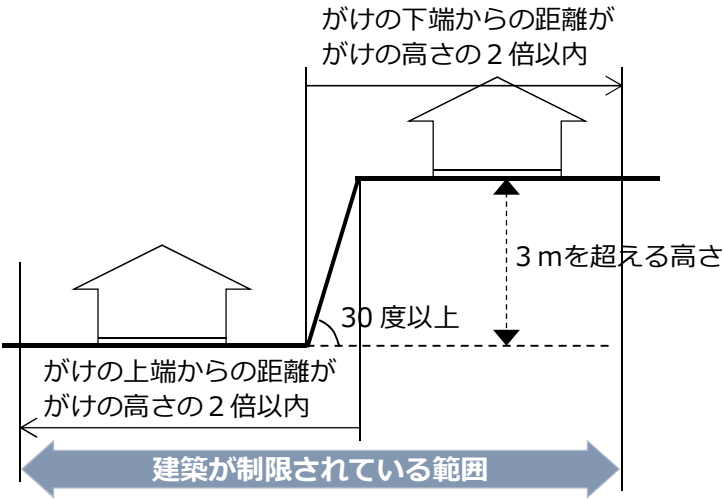
◆補助金交付対象について

次のいずれかに該当する区域にあり、区域に指定される前から建つ住宅（以下、「危険住宅」という。）から安全な場所へ移転するため、危険住宅の除却費や移転先の住宅の建設、購入及び改修費（借入金利子相当額）を補助するもので、補助対象住宅や補助額などは次のとおりです。

I 補助対象住宅

がけ地近接等危険区域			危険住宅
1	災害危険区域	建築基準法第39条第1項により県等が指定した区域	－ （令和7年4月現在、指定なし）
2	がけ条例適用区域※1	香川県建築基準法施行条例第4条により、建築が制限されている地域	昭和47年10月以前から左記の制限範囲内に建っている既存住宅
3	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条により、県が指定した区域	県が左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存住宅

※1 がけ条例適用区域とは
「右図の条件を満足する区域」です。

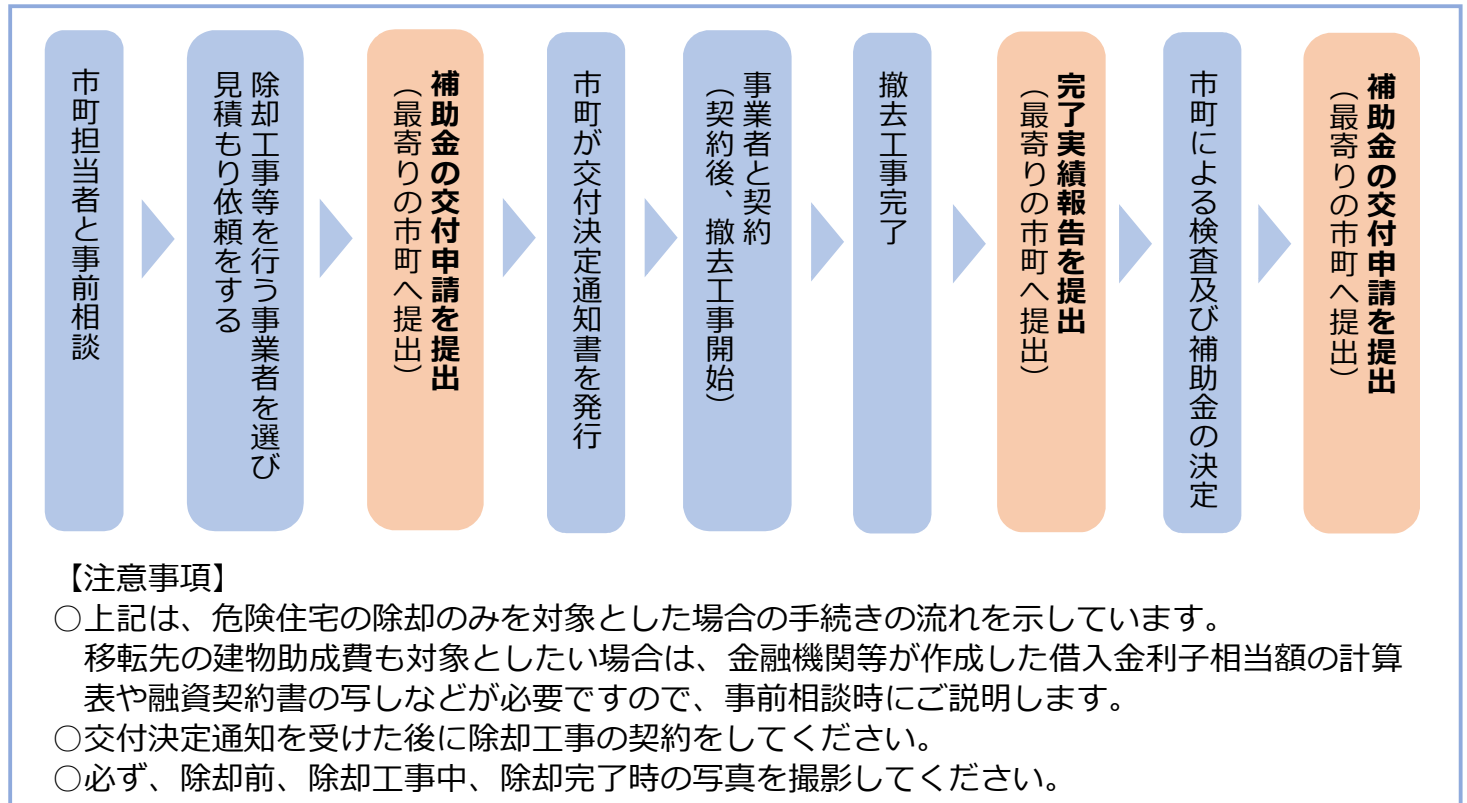


II 補助内容

項目	内容	補助限度額（1戸あたり）	
危険住宅の 除却等費	危険住宅除却費	木造	：m2あたり 33,000円
		木造以外	：m2あたり 47,000円
	動産移転費	97万5千円	
移転先住宅の 建物助成費	移転先住宅の建設、購入及び改修をするための借入金の利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額	一般地域の場合	421万円 【内訳】建物：325万円 土地：96万円

- 高松市内における危険住宅の除却等費の補助額の上限は97万5千円です。
- 危険住宅の除却のみでも制度の活用は可能です。ただし、空き家の撤去は対象となりません。
- 本制度を活用して危険住宅を撤去した土地には、新たに住宅を建築することはできません。

Ⅲ 補助手続きの流れ



Ⅳ 手続きに必要な書類など

補助金の交付申請時（工事着手前）	実績報告時（除却工事等完了後）
①補助金交付申請書 ②危険住宅及び移転先住宅の付近見取図、配置図 平面図、外観写真 ③移転前の住民票 ④移転元及び移転先の登記事項証明書 ⑤がけの位置及び断面と危険住宅の関係がわかる図面又は写真 ⑥危険住宅の除却等の見積書の写し ⑦移転先住宅の建設又は購入に要する経費の見積書の写し ⑧金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表	①完了実績報告書 ②移転後の住民票 ③移転先住宅の施工中及び施工後の写真 ④危険住宅の除却等に係る契約書の写し ⑤危険住宅の除却等に係る領収書の写し ⑥移転先の建設等に係る契約書の写し ⑦移転先の建設等に係る領収書の写し ⑧金融機関が作成した融資契約書の写し及び 最終の借入金利子相当額の計算表 ⑨移転先住宅及び土地の登記事項証明書 ⑩移転先住宅の建築基準法に基づく検査済証の写し

○その他、必要な書類を提出していただく場合があります。

○除却のみの場合は、移転先住宅に関係する書類は不要です。事前相談の際にご説明します。

市町受付窓口、問い合わせ先

令和7年4月1日現在、高松市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、多度津町で補助事業を実施しています。補助要件などの詳細は下記担当課にお問い合わせください。

☐ 高松市 建築指導課	☎087-839-2488	☐ 善通寺市 建築住宅課	☎0877-63-6337
☐ 観音寺市 建設課	☎0875-23-3942	☐ 三豊市 建築住宅課	☎0875-73-3044
☐ 宇多津町 地域整備課	☎0877-49-8012	☐ 多度津町 建設課	☎0877-33-1112

香川県土木部建築指導課 〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号

ホームページ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/>

TEL087-832-3612

FAX087-806-0239

かがやくけん、かがわけん。

香川県

2024.4